

特別養護老人ホーム愛華の郷（従来型）運営規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛会（以下「法人」という。）が定款第1条の規定に基づき設置した特別養護老人ホーム愛華の郷（従来型）（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の運営は、次の各号に掲げる方針に従って行う。

- (1) 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。
 - (2) 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉サービスを提供するように努めなければならない。
 - (3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 施設は、前項の方針を達成するために指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第25号）及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第10号）の規定を遵守し、常にその基準を超えるよう努力しなければならない。
- 3 施設長は、この業務及び施設が法令等の定める所に従って設置運営されるよう配慮し、管理運営の適正化を図らなければならない。

（入所定員）

第3条 施設の入所定員は次のとおりとする。

2階A	全室個室（9室）	9名
2階B	4人部屋（3室）	12名
3階A	全室個室（9室）	9名
3階B	4人部屋（3室）	12名
3階C	4人部屋（3室）	12名
3階D	4人部屋（4室）	16名

(定員の遵守)

第4条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第5条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

職種	員数	備考
施設長	1	常勤
医師	1	非常勤
生活相談員	1以上	常勤
介護職員	21以上	
看護職員	3以上	兼務
管理栄養士	1以上	
機能訓練指導員	1以上	兼務
介護支援専門員	1	常勤
事務長	1	
事務職員	2	

(職員の職務)

第6条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設運営を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 医師は、施設長の命を受けて、入所者の健康管理及び医務業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、施設長の命を受けて、入所申込者の調整及び入所者の生活相談、生活介護に従事する。
- (4) 介護職員は、施設長の命を受けて、入所者の生活相談及び生活介護に従事する。
- (5) 看護職員は、施設長の命を受けて、入所者の保健衛生及び生活介護に従事する。
- (6) 管理栄養士は、施設長の命を受けて、入所者の栄養管理及び給食指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、施設長の命を受けて、入所者の日常生活上の機能訓練に従事する。
- (8) 介護支援専門員は、施設長の命を受けて、入所者の施設サービス計画の作成及び変更業務に従事する。
- (9) 事務長は、施設長の命を受けて、庶務、経理及び給食業務を総括する。
- (10) 事務職員は、事務長の命を受けて、事務を処理する

第3章 入退所とその処理

(優先入所検討委員会)

第7条 施設は、優先入所検討委員会を設置し、指定介護老人福祉施設優先入所指針に基づき入所希望者の優先入所順位を定めるとともに入所者を選考する。

2 前項の選考に関してはその記録を作成する。

3 優先入所検討委員会の委員は、施設長、事務長、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員及び施設長が選任する第三者委員（地元民生委員、地域代表評議員、藤枝市介護保健課職員等）で構成する。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第9条 施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

2 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行う。

3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議を行う。

4 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

5 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提出書類)

第10条 施設長は、入所を決定したときは、入所者又は代理人から、次の書類等の提出を求める。

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 介護保険負担割合証
- (3) 介護保険負担限度額認定証
- (4) 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
- (5) 健康保険被保険者証（後期高齢者医療被保険者証）
- (6) 身体障害者手帳
- (7) 重度障害者医療費助成金受給者証
- (8) 健康診断書

(重要事項の説明及び契約)

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

2 施設は、前項の同意を得た後、入所申込者と指定介護福祉施設サービス提供に関する契約書を作成する。担当職員は、入所申込者に関する資料の収集及び調査を実施し、台帳を作成する。

(契約の解除)

第12条 入所者が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除し、サービスは終了するものとする。

- (1) 入所者が死亡したとき
- (2) 入所者が長期に入院したとき
- (3) 入所者がその目的を達成し、サービスの提供を必要としなくなったとき
- (4) 第27条に定める規律を著しく乱したとき
- (5) その他指定介護福祉施設サービスを継続することが適当でない特別な理由が生じたとき

第4章 指定介護福祉施設サービス

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第13条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行わなければならない。

3 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第14条 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及び家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て施設サービス計画を作成する。

2 施設は、前項の施設サービス計画について、指定介護福祉施設サービスの提供の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

(介護)

第15条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、入所者に対し、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭を行うものとする。

3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えを行う。

5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。

6 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

8 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第16条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を取ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第17条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第18条 施設は、入所者のために教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第19条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第20条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第21条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することが出来るようにしなければならない。

(衛生管理等)

第22条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(協力病院)

第23条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

(秘密保持等)

第24条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止)

第25条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

2 施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について、職員に周知する。

3 施設は、虐待の防止のための指針を整備する。

4 施設は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

5 施設は、虐待防止のための取組を行うため、人権擁護・虐待防止担当者を配置する。

(苦情処理)

第26条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(入所者の規律保持)

第27条 入所者の守らなければならない事項は次の各号のとおりとする。

(1) 施設が定めた諸規則を守るとともに、他の入所者等に迷惑を及ぼし、集団生活を乱すような言動を慎むこと

(2) 入所者は施設及び設備を本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失によって、滅失、破損、汚損又は変更をしてはならないこと

(3) 外出又は外泊の場合は、行き先と帰施設日時を申し出て、その理由を明らかにして、施設長の許可を受けること

(4) 外出又は外泊の予定が変更になった場合は、直ちに施設に連絡すること

(5) 衛生上、居室内に腐敗しやすい飲食物を置かないこと

(6) 高額な現金又は物品を施設に持ち込まないこと

(7) 職員や他の入所者等に対し、宗教活動又は政治活動を行わないこと

(8) その他、施設長や職員の指示に反する行為をしないこと

(利用料等)

第28条 施設が入所者に対し指定介護福祉施設サービスを提供した場合の介護報酬は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領であるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、入所者に対し、食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、実費相当額（別紙1）の範囲内で支払を受けるものとする。

3 施設は、前項の利用料のほか次に掲げる費用の支払を受けることができる。

(1) 理美容代 実費

(2) 特別な食事代 実費

(3) レクリエーション活動費 実費

(4) 金品等の出納及び管理費 1日40円

(5) 日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、入所者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前項のサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、そのサービス内容及び費用について文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の記名押印を受けるものとする。

第5章 緊急時の対応等

(事故発生の防止)

第29条 施設及び職員は、サービスの提供に当たり、契約者の生命・身体、財産の安全・確

保に配慮する。

(事故発生時の対応)

第30条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については、速やかに記録をしなければならない。

3 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(連絡)

第31条 施設は、入所者が死亡又は医療機関へ入退院したときは、直ちに家族に連絡しなければならない。

(業務継続に向けた取組 非常災害対策)

第32条 施設は、非常災害及び感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるように、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、前項の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 施設は、第1項の感染症に関して、予防及びまん延を防止するための具体的計画を立て、委員会を開催し、定期的に研修及び訓練を行わなければならない。

第6章 その他

(掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 前項は、閲覧可能な形でファイル等で備え置く等でも良いものとする。

(記録の整備)

第34条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

第7章 補 則

(委任)

第35条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか施設の運営及び管理に関する事項は、施設長との協議

を経て理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成15年3月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年9月10日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年3月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別紙 1

(利用料等) 第 28 条関係

利用者負担段階	居住費		食費
	多床室	従来型個室	
減免証なしの方	1,500 円	2,100 円	1,690 円
第 3 段階②	370 円	820 円	1,360 円
第 3 段階①	370 円	820 円	650 円
第 2 段階	370 円	420 円	390 円
第 1 段階	0 円	320 円	300 円

(令和 6 年 4 月 1 日～)

(利用料等) 第 28 条関係

利用者負担段階	居住費		食費
	多床室	従来型個室	
減免証なしの方	1,560 円	2,160 円	1,690 円
第 3 段階②	430 円	880 円	1,360 円
第 3 段階①	430 円	880 円	650 円
第 2 段階	430 円	480 円	390 円
第 1 段階	0 円	380 円	300 円

(令和 6 年 8 月 1 日～)